



島根県報

平成23年3月31日（木）
号外第81号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 2

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示 (企業立地課) 3

補助金等交付規則第3条の規定により島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を定める告示 (") 5

公布された条例等のあらまし**◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）**

1 規則の概要

- (1) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種から、ソフト産業のうち県内に事業所を有する中小企業者の経営に重大な影響を及ぼすものとして、知事が認めるものを除くこととした。（第2条関係）
- (2) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種のうち、新産業創出プロジェクト関連業種における立地規模の基準を次のように改めることとした。（第2条・第3条関係）
 - ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が1億円以上であること。
 - イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であること。
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第41号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウを同号イとし、同条第2号中「いう」の次に「。次号において同じ」を加え、同条第3号中「をいう」を「であって、県内に事業所を有する中小企業者の経営に重大な影響を及ぼすものとして、知事が認めるものを除く」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 新産業創出プロジェクト関連業種（島根県産業技術センターが中心となり取り組んでいる新技術、新材料、新製品その他の研究及び開発の成果を事業化するものとして、知事が認める業種をいう。）

第3条に次の1号を加える。

- (6) 前条第6号に掲げる業種の場合 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。

ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が1億円以上であること。

イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であること。

第8条第1項第1号中「第2条第3号シ」を「第2条第3号オ」に改め、同条第2項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第6号」に改める。

別表第2の1の項中「（昭和38年法律第154号）」を削り、同項「第2条各号」を「第2条第1項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、平成23年4月1日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第258号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第252号）は、廃止する。

平成23年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

(1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア、第1号の2ア、第5号ア又は第6号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するときにあつては、平成20年1月1日以後の事業開始日とのいずれか早い日）から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合にあつては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上であつて、増加常用従業員（申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた雇用期間の定めのない常用従業員（規則第3条第2号に掲げる場合にあつては、雇用期間の定めがある者で、実質的に常用従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）の数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。

(2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が3億円以上であり、かつ、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。

(3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であること。

(4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。

(5) 規則第3条第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。

(6) 規則第3条第5号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること。

(7) 規則第3条第6号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

(1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次に掲げる額の合計額（規則第2条第3号オのコールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）及び規則第3条第1号の2に該当する場合にあってはアに掲げる額、同条第3号又は第4号に該当する場合にあってはイに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第2号に該当する場合にあっては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に、規則第3条第1号、第1号の2又は第6号に該当する場合にあっては別表第1の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とし、規則第3条第2号又は第5号に該当する場合にあっては別表第1の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率並びに別表第2の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の左欄に掲げる立地の区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額）とする。

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に規則第2条第1号から第3号まで並びに第5号及び第6号に掲げる業種にあっては100万円（同条第3号において増加常用従業員が契約社員である場合は、50万円）を、同条第4号に掲げる業種にあっては50万円を乗じて得た額（以下「増加常用従業員数を基礎として算定した額」という。）。ただし、次に掲げる場合にあつては、当該区分に応じてそれぞれ次に定める額

(7) 増加常用従業員数を基礎として算定した額が3億円を超える場合（交付の対象となる者が(4)に該当するもの又は規則第2条第4号に掲げる業種である場合を除く。） 3億円

(4) 規則第2条第3号オのコールセンター業であつて、隠岐郡に立地するものについて、増加常用従業員数を基礎として算定した額が3,000万円を超える場合 3,000万円

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあつては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の方法によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと。

別表第1

業種	増加常用従業員数	助成率
1 規則第2条第1号（5に掲げるものを除く。）	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	20パーセント
2 規則第2条第2号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	10パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	15パーセント
3 規則第2条第3号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上19人以下の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数が20人以上の場合	20パーセント

4 規則第2条第5号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	20パーセント
5 規則第2条第1号に掲げる業種であって、規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するもの	増加常用従業員数が5人以上の場合	10パーセント
6 規則第2条第6号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者が5人以上の場合	20パーセント

別表第2

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）	100パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	100パーセント
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（2に掲げる場合を除く。）	50パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25パーセント
5 県内企業のうち規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するものが、償却資産のみを増設する場合	50パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに掲げる施設をいう。

ア 規則第2条第1号、第2号又は第6号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第3号から第5号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

島根県告示第259号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成23年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県立地企業生産拠点化支援補助金

2 交付の目的

県内に立地する製造業者が事業を拡大する場合又は県外にある工場等から県内の工場等に事業を集約する場合に、その経費の一部を補助することにより、本県の企業の活性化と雇用の安定を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件を備えた立地企業（営利を目的として県内において製造業を営む法人をいう。以下同じ。）又は当該立地企業を含む立地企業体（企業グループ（他の企業の総株主の議決権の過半数を有する企業及び当該他の企業（以下「子会社」という。）並びにその子会社が総株主の議決権の過半数を有する企業で構成される企業群をいう。）のうち別に定める補助事業開始届を連名により提出するものをいう。以下同じ。）（以下「申請企業」という。）とする。

(1) 補助事業開始届の提出時において次の要件を備えていること。

ア 申請企業又は当該申請企業の所属する企業グループが他の都道府県内に工場を有すること。

イ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、代表して補助金を受けようとする立地企業（以下「筆頭企業」という。））が県内において常用従業員（雇用期間の定めがなく、雇用保険に加入している従業員をいう。以下同じ。）を50名以上雇用していること。

ウ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、筆頭企業）が県内に立地後10年を経過していること。ただし、新たな設備投資又は県外からの設備移転により申請企業の県内工場の設備簿価（所有する固定資本のうち、工場、事業場、機械装置等（土地を除く。）の帳簿価額をいう。以下同じ。）が、属する企業グループ全体の設備簿価の3分の1以上となる場合は、この限りではない。

エ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、構成する全ての立地企業）が、この告示による補助金の交付を受けていないこと。

(2) 増加固定資本額（補助の対象となる期間中に新たに発注若しくは契約した投下固定資本（土地、工場及び事業場（これらと併せて整備される福利厚生施設、環境施設、用排水施設等を含む。）並びに機械装置等をいい、法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行ったものを含む。）であって、当該期間内に取得（経費の支払いが終了）したものに係る経費の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上の計画であること。

(3) 補助金の交付申請時における申請企業の常用従業員の数が補助事業開始届の提出時の常用従業員の数を下回らないこと。

(4) 法令等に違反している場合その他の知事が認める場合に該当しないこと。

4 補助対象経費、交付の額等

(1) 補助対象経費

増加固定資本額（この告示による補助金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。）とする。

(2) 交付の額及び交付限度額

交付の額は補助対象経費の10分の1以内とし、交付限度額は5億円とする。